

大口町配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に在住し、在宅で生活し、調理が困難な者に対して、栄養のバランスのとれた食事を家庭に届けること（以下「配食事業」という。）によって、健全な食生活を保持し、もって生活の質の向上を図ることを目的とする。

(実施主体及び配食事業委託)

第2条 配食事業の実施主体は、大口町（以下「町」という。）とし、配食事業の実施によるサービス提供の実施の決定、内容及び費用負担額の決定を除き、当該配食事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 配食事業によるサービスの提供対象者は、次の各号のいずれかに該当し、日常生活を営むのに著しく支障があるものとする。

- (1) 視覚障がい、肢体不自由のうち下肢不自由若しくは体幹不自由又は脳原性運動機能障がいの中の移動機能障がいを有する身体障害者手帳の交付を受けており、それぞれの障がいの程度が1級又は2級に該当する単身又は昼間独居の者
- (2) 特定医療費受給者証（指定難病）の保持者で単身又は昼間独居の者
- (3) 70歳以上の単身高齢者
- (4) 75歳以上の者で構成される高齢者世帯に属する者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により、要介護2から要介護5の認定を受けた者
- (6) その他特に町長が認めた者

(事業内容)

第4条 町は、昼食又は夕食の配食サービスを行う。

(費用)

第5条 町は、配食事業に係る費用を負担する。ただし、配食サービスに係る食事の実費は、利用者が負担し、直接委託事業者に支払うものとする。

(申請及び決定)

第6条 第3条に定める者のうち、配食サービスを受けようとするものは、大口町配食サービス利用申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかに利用の適否を決定し、大口町配食サービス利用決定(却下)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項により配食サービスの利用決定をした場合は、速やかに配食事業の委託を受けた事業者(以下「委託事業者」という。)に対して大口町配食サービス開始通知書(様式第3)に申請書の写しを添えて通知するものとする。

(辞退)

第7条 利用者が、転出又は死亡等により事業の利用を必要としなくなったときは、申請者若しくはその代理人は、速やかに大口町配食サービス辞退届(様式第4)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があった場合、速やかに委託事業者に対して大口町配食サービス利用廃止通知書(様式第5。以下「廃止書」という。)により通知するものとする。

(利用の取消)

第8条 町長は、利用者が委託事業者に食事に係る費用負担を支払わない場合は、配食サービスを取消することができる。

2 町長は、前項により配食サービスを取消したときは、利用者には大口町配食サービス利用取消通知書(様式第6)により、委託事業者には廃止書により通知する。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、配食事業に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則(平成12年3月31日大口町告示第53号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日大口町告示第17号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日大口町告示第25号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月17日大口町告示第81号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月31日大口町告示第60号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年3月26日大口町告示第33号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第16号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日大口町告示第97号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第53号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

大口町配食サービス利用申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

次のとおり大口町配食サービスの利用を申請します。

氏 名				生年月日	年 月 日
対象区分	1. 身体障害者手帳1・2級 2. 特定医療費受給者 3. 70歳以上の単身高齢者 4. 75歳以上の高齢者世帯に属する者 5. 要介護(2・3・4・5)の認定者 6. その他				
連絡先	氏 名	続柄	電 話	住所(申請者と住所が違い場合)・勤務先	
配食事業者					
備 考	配食日(日・月・火・水・木・金・土) ご 飯(普通・お粥) おかず(普通・荒きざみ食・極きざみ食) 調理方法(普通・減塩・低カロリー)				

※特定医療費受給者証(指定難病)をお持ちの方は、ご提示ください。

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町配食サービス利用決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、大口町配食サービス利用の決定（却下）を下記のとおりしましたので通知します。

記

利 用 開 始 日 年 月 日 から

（却下理由）

- （注） 1 食事に係る実費負担分については、直接事業者にお支払いください。
2 なお、食事に係る実費負担分を支払われない場合には、配食サービスの利用決定を取り消す場合があります。

様式第3（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町配食サービス開始通知書

年 月 日付で の大口町配食サービスの利用を
決定しましたので通知します。

様式第4（第7条関係）

大口町配食サービス利用辞退届

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

次のとおり大口町配食サービスの利用を辞退します。

氏 名		生年月日	年 月 日
対象区分	1. 身体障害者手帳1・2級 2. 特定医療費受給者 3. 70歳以上の単身高齢者 4. 75歳以上の高齢者世帯に属する者 5. 要介護（2・3・4・5）の認定者 6. その他		
辞退年月日	年 月 日		
辞退理由	転出・死亡・その他（ ）		
配食事業者			
備 考	配食日（日・月・火・水・木・金・土） ご 飯（普通・お粥） おかず（普通・荒きざみ食・極きざみ食） 調理方法（普通・減塩・低カロリー）		

様式第5（第7条、第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町配食サービス利用廃止通知書

年 月 日付で下記の者の大口町配食サービスの利用決定を廃止します
ますので通知します。

記

氏 名		電 話	
住 所			

様式第6（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町配食サービス利用取消通知書

年 月 日付で の大口町配食サービスの利
用決定を取り消しましたので通知します。

記

取消理由